



2023年2月28日

各位

株式会社 フィスコ
代表取締役社長 狩野 仁志
(東証グロース市場・コード3807)
問い合わせ先：
取締役管理本部長 松崎 祐之
電話番号 03(5774)2440 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年3月30日開催予定の第29期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体デジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款を変更しようとするものであります。そこで、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条に第2項を追加するものであります。

なお、本定款の一部変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の定めにより、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を当社が得ることを条件としておりますが、当社は令和4年6月1日に確認を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。	(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。
(新設)	<u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日：2023年3月30日

定款変更の効力発生日：2023年3月30日

以上